



平成 17 年 6 月 28 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室 御中

欧州ビジネス協会

EBC インシュアランス コミッティー

議長 スージー デイル *Suzanne*

(クレディ・スイス生命保険株式会社)

拝啓 平素より欧州ビジネス協会（EBC）の活動にご配慮をいただき、誠に有り難うございます。

さて、去る 6 月 10 日付けで公表された「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」（案）について、別紙のとおり意見及び確認事項を提出させていただきますので、よろしくお取り計らいください。

敬 具

連絡先：

〒160-8335

東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 10 階

クレディ・スイス生命保険株式会社

数理部 スージー デイル

電話 03-6911-9377

Fax 03-6911-9220

欧州ビジネス協会（EBC）について：

欧州ビジネス協会（EBC）は 18 カ国からなる欧州商工会議所及び駐日経済団体の貿易政策を司る機関である。当協会は、1972 年に設立され、以来駐日欧州企業の貿易、投資環境の改善のため努力している。当協会は現在、欧州商工会議所に所属する 3000 を超える企業、個人会員の代表をしている。このうち、約 350 社の企業は当協会の直接 28 の産業別委員会に参加し、広範囲にわたる経済分野の仕事に携わっている。

別紙

1. 総論

私たちは、銀行等による保険募集について、制限なしに全ての保険契約を取り扱えるようにするべきだとかねてから主張してきました。平成 17 年 6 月 10 日付けで公表された「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)(以下「公表案」といいます。)は、銀行等による保険募集の対象を全ての保険契約に拡大するための道筋を付けるものであり、私たちはその意味で公表案に賛意を表するものであります。

しかしながら、公表案においては、銀行等による保険募集の対象を全ての保険契約に拡大していくプロセスとして、当初においては銀行等が募集できる保険契約の範囲を限定し、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性を 2 年間検証することとしています。私たちは、消費者利便の向上を図る観点から、銀行等による保険募集の対象を直ちに全ての保険契約に拡大すべきであると考えます。

また、公表案においては、新たな弊害防止措置として、銀行等は、「事業資金の融資先である法人、その代表者及び個人事業主」並びに「事業資金の融資先である小規模事業者(常時使用する従業員の数が 50 人以下の事業者)の役員及び従業員」を保険契約者又は被保険者とする新規解禁保険契約の保険募集については、手数料を得てこれを行ってはならないとしています。しかしながら、このような制限は、銀行等での保険契約の申込みを希望する多くの消費者の利便を損ねるものであり、したがって、私たちは、そのような制限を設けるべきではないと考えます。

2. 終身保障特則等に関する確認事項

(1) 個人年金保険の年金支払いに代えて年金支払い開始日以降も運用期間が終身にわたって継続される特則又は特約(以下「終身保障特則等」といいます。)は、公表案の規則第 211 条第 1 項第 2 号に該当するものと理解してよろしいでしょうか。

(そのように理解する理由)

もともと終身保障特則等は、運用期間終了時点での積立金の評価が思わしくなく運用期間を延長したい顧客のニーズに応えることを主たる目的としています。すなわち、老後資金の取り崩

しの開始を年齢に一律にしばられることなく、ライフスタイルと積立金の状況を勘案し任意で選択したいという高齢契約者の根強い要望に応える目的で開発されました。しかしながらこれまで、終身保障特則等が、被保険者の死亡の際には、積立金の状況にかかわらず基本保険金が確定して支払われるという従たる特徴を有するため、終身保険に擬せられて解釈され銀行等における取扱いを見送られてきました。

すなわち、終身保障特則等は、規則第 211 条第 1 項第 4 号イに定義される「被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する」契約に擬せられる以上に、同条第 1 項第 2 号に示される、「被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする」保険契約に他ならず、その特則に基づく死亡保険金についても 2 号口に示される範囲を超えるものでは無いと解釈されます。したがって、終身保障特則等の適用のある個人年金保険又はその付加が可能である個人年金保険は、新たな弊害防止措置を講ずべき対象の保険契約には当たらないと理解されます。

万一上記の理解とは異なる場合、既に募集を行うことができるとされている個人年金保険について、終身保障特則等が適用・付加されたときは、従来よりも重い規制が課されるという事態を招き、既契約者の利益に著しく反するにとどまらず、規制緩和の主旨に逆行することとなります。また銀行等における実務取扱いにおいても著しく混乱を来すことが懸念されます。

(2) 万一上記(1)のとおり解されない場合において、終身保障特約についてその性質に鑑み、公表案の規則第 211 条第 6 項をもって銀行等が既に販売を行うことができるとされている個人年金保険契約に付加することのできる特約に該当するものと理解してよろしいでしょうか。

3. 終身保険および養老保険に付される特約に関する確認事項

給付内容が主契約と関連性が高い特約、すなわち、特約保険料が主契約のそれに比してかなり僅少であり、かつ、主契約の新契約査定の性格を損なわないような特約については今般の新規解禁契約とともにその付加が認められることを確認させていただきたく存じます。具体的には、保険料免除、傷害、および災害保障特約が含まれると理解します。

(そのように理解する理由)

上記に挙げた特約は現行の販路において販売されている終身保険および養老保険に必須の特約です。いずれの特約も契約者の不測の事態に際しての保障を強化するものであり、万一これらが認められな場合は、銀行から購入する消費者を差別する事態となります。

4. 一時金付終身年金に関する確認事項

個人年金保険であって、年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り年金を支払うほか、被保険者が死亡した場合において、それまでに受け取った年金の累計額が年金原資に満たないときは、その差額を死亡一時金として支払うことを約する年金（以下「一時金付終身年金」といいます。）を選択できるものは、公表案の規則第 211 条第 1 項第 2 号に該当するものと理解してよろしいでしょうか。

（そのように理解する理由）

一時金付終身年金の死亡一時金の金額は、「払い込まれた保険料の総額又は被保険者のために積み立てた金額に比して妥当なもの」に該当するものと理解されるため。

以 上